

通達甲（副監・総・企・管）第3号
平成5年2月2日
存 続 期 間

各 部長、参事官 殿
所 属 長

副 総 監

警視庁司法警察員等の指定に関する規則の運用について

このたび、警視庁司法警察員等の指定に関する規則（平成5年2月2日東京都公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）が制定され、平成5年2月8日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

おって、警視庁司法警察員等の指定に関する規則の運用について（昭和53年9月27日通達甲（副監・総・企・管）第7号）及び没収保全等を請求することができる警視庁司法警察員の指定に関する規則の運用について（平成4年6月23日通達甲（副監・総・企・管）第13号）は廃止し、警察手帳規則施行規程の運用について（昭和32年12月12日通達甲（総装装）第57号）の一部を別添のとおり改正した。

記

第 1 制定の趣旨

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条第1項及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定並びに国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）第25条第1項に規定する没収保全等を請求することができる司法警察員の指定については、警視庁司法警察員等の指定に関する規則（昭和29年9月28日東京都公安委員会規則第5号）及び没収保全等を請求することができる警視庁司法警察員の指定に関する規則（平成4年6月23日東京都公安委員会規則第8号）により運用してきたところであるが、これらの規則を統合してそれぞれの証票を一元化し、証票交付等に係る事務処理の合理化を図るため、新たに規則が制定されたものである。

第 2 運用上の留意事項

1 司法警察員の指定について（第2条関係）

(1) 規則第2条第2項に規定する司法警察員

ア 巡査の階級にある警察官であっても、特定の部署に勤務し、かつ、捜査に

従事する者は、司法警察員に指定することとされているが、ここにいう「捜査に従事する者」とは、担当事務の性質上捜査に従事するの意であって、一時的な補助者又は事務専従者等は含まれない。

イ 所属長は、規則第2条第2項の規定により司法警察員に指定された者については、別記様式第1の「司法警察員名簿」に登載すること。

ウ 勤務命免等により、担当事務に変更があった場合は、その都度、司法警察員名簿を整理すること。

エ 司法警察員名簿に関する事務は、本部所属にあつては庶務担当係、警察署にあつては警務係において処理すること。

(2) 司法警察員に指定された者に対する留意事項

ア 司法警察員に指定された者は、捜査員としての職責を自覚し、常に研さんを重ねて捜査能力の向上に努めること。

イ 司法警察員に指定された巡査であっても、犯罪の捜査に当たっては、あくまでも捜査主任官を中心に常に幹部の指揮によって行動し、真にやむを得ない場合のほかは、自己の判断のみによる権限の行使は行わないこと。

ウ 司法警察員に指定された巡査に対しては、司法警察員としての威信を失墜することのないよう、特に指揮監督及び指導教養に配慮すること。

2 逮捕状、没収保全等の請求をすることができる司法警察員（第3条関係）

(1) 指定を受けた司法警察員は、自ら捜査運営の中核となり、人権の保障と適正な捜査の遂行を期すること。

(2) 逮捕状及び没収保全等の請求は、指定を受けた司法警察員のうち、事件を担当する者が所属長の指揮を受けて行うものとする。ただし、当該司法警察員が不在又は事故等によりこれにより難い事由があるときは、他の指定を受けた司法警察員がこれを行うことができる。

3 指定を受けた司法警察員（第3条及び第3条の2関係）

(1) 所属長は、規則第3条及び第3条の2の規定により指定を受けた司法警察員（以下「指定司法警察員」という。）については、別記様式第2の「指定司法警察員名簿」に登載すること。

(2) 指定司法警察員名簿に関する事務は、本部所属にあつては庶務担当係、警察署にあつては警務係において処理すること。

4 裁判官からの照会の受理（第4条関係）

規則第4条の照会は、東京都公安委員会室秘書係（宿日直勤務の時間帯にあつては、企画課当直）において受理し、対応するものとする。